

○岡山県警察車両管理規程

(平成 12 年 3 月 14 日警察訓令第 5 号)

改正	平成 13 年 11 月 13 日警察訓令第 33 号	平成 14 年 3 月 19 日警察訓令第 5 号
	平成 15 年 12 月 16 日警察訓令第 28 号	平成 17 年 3 月 3 日警察訓令第 8 号
	平成 18 年 3 月 17 日警察訓令第 7 号	平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号
	平成 21 年 4 月 1 日警察訓令第 15 号	平成 22 年 3 月 16 日警察訓令第 6 号
	平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号	平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号
	平成 25 年 3 月 15 日警察訓令第 10 号	平成 29 年 7 月 14 日警察訓令第 30 号
	平成 31 年 4 月 9 日警察訓令第 10 号	令和 4 年 3 月 23 日警察訓令第 18 号
	令和 4 年 3 月 28 日警察訓令第 20 号	令和 4 年 12 月 12 日警察訓令第 47 号
	令和 5 年 3 月 8 日警察訓令第 16 号	令和 5 年 6 月 16 日警察訓令第 26 号
	令和 6 年 1 月 24 日警察訓令第 2 号	令和 6 年 7 月 10 日警察訓令第 27 号
	令和 7 年 2 月 19 日警察訓令第 6 号	

岡山県警察車両管理規程を次のように定める。

岡山県警察車両管理規程

岡山県警察車両管理規程(昭和 30 年岡山県警察訓令第 3 号)の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 管理体制(第 3 条―第 10 条)
- 第 3 章 警察車両の管理(第 11 条―第 15 条)
- 第 4 章 警察車両の使用(第 16 条―第 20 条)
- 第 5 章 警察車両の点検及び整備(第 21 条―第 28 条)
- 第 6 章 燃料の補給等(第 29 条・第 30 条)
- 第 7 章 事故等の報告(第 31 条)
- 第 8 章 レンタカーの使用(第 32 条―第 34 条)
- 第 9 章 雑則(第 35 条・第 36 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山県警察における車両の管理及び効果的な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 岡山県警察における車両の管理及び運用については、道路交通法(昭和 35 年法律第 10 5 号)、道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。)、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。)、道路運送法(昭和

26 年法律第 183 号)その他特別に定めがあるもののほか、この規程に定めるところによる。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車(道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)をいう。
- (2) 警察車両 岡山県警察において保有する車両をいう。
- (3) 警察車両等 警察車両及び公務のため使用する次号及び第 5 号に掲げる車両をいう。
- (4) レンタカー 道路運送法第 80 条第 2 項の規定により自家用自動車の有償貸渡しを業とする者から借り受ける車両をいう。
- (5) 借上車両 岡山県財務規則(昭和 61 年岡山県規則第 8 号)第 239 条の規定により、貸借契約を締結して借り上げる車両をいう。
- (6) 所属 警察本部(以下「本部」という。)の課(機動警ら隊、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校を含む。以下「課」という。)及び警察署(以下「署」という。)をいう。
- (7) 所属長 所属の長をいう。

第 2 章 管理体制

(管理責任者)

第 3 条 本部に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、警務部総務統括官をもって充てる。
- 3 管理責任者は、警察車両等に関する維持管理、運用、配置等について総括的な責任を負うものとする。
- 4 管理責任者は、大規模な事件・事故の発生その他の警察運営上特に必要がある場合は、警察車両等の全部又は一部の運用について統制することができる。

(管理担当者)

第 4 条 本部に管理担当者を置く。

- 2 管理担当者は、警務部装備課長(以下「装備課長」という。)をもって充てる。
- 3 管理担当者は、管理責任者の指揮監督を受け、警察車両等に関する維持管理、運用、配置等について責任を負うものとする。

(統括運用責任者)

第 5 条 本部に統括運用責任者を置く。

- 2 統括運用責任者は、各部の統括参事官をもって充てる。ただし、警務部については、装備課長をもって充てる。

- 3 統括運用責任者は、部に配置された警察車両の維持管理及び運用について必要な調整を行うものとする。

(運用責任者)

第6条 所属に運用責任者を置く。

- 2 運用責任者は、所属長をもって充てる。
- 3 運用責任者は、所属に配置された警察車両の維持管理及び運用について責任を負うものとする。
- 4 運用責任者は、警察車両の保全、整備及び燃料の消費並びに警察車両の使用について所属職員を指揮監督し、警察車両の適正かつ効率的な管理及び運用に努めなければならない。
- 5 規則第9条の8及び第9条の11に規定する台数以上の警察車両を保有する所属における運用責任者は、道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者及び第74条の3第4項に規定する副安全運転管理者を選任しなければならない。
- 6 運用責任者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者を選任し、又は解任した場合は、道路交通法第74条の3第5項の規定により公安委員会に届け出なければならない。

(取扱責任者)

第7条 所属に取扱責任者を置く。

- 2 取扱責任者は、課にあっては次長、副隊長及び副校長を、署にあっては副署長をもって充てる。
- 3 取扱責任者は、警察車両の管理及び使用について運用責任者を補佐するものとする。
- 4 取扱責任者は、所属職員を指揮監督して警察車両の整備を徹底するとともに、業務の実態に応じた効率的な運用を行うものとする。
- 5 署における休日及び通常勤務の時間帯以外においては、岡山県警察署処務規程(昭和39年岡山県警察訓令第24号)第45条に規定する宿直長又は日直長が、取扱責任者の職務を代行するものとする。

(取扱補助者)

第8条 取扱責任者は、所属職員の中から取扱補助者を指定することができる。

- 2 取扱補助者は、警察車両の管理及び使用について、取扱責任者を補助するものとする。

(安全運転管理者等)

第9条 安全運転管理者は第7条に規定する取扱責任者をもって充て、副安全運転管理者は運用責任者が取扱補助者の中から安全運転管理上適当と認める者を選任するものとする。ただし、運用責任者が特に必要と認める場合は、取扱補助者を安全運転管理者とすることができるものとする。

- 2 前項に規定する安全運転管理者は、規則第9条の10各号に掲げる業務を行うものとする。

(車両担当者及び車両副担当者)

第 10 条 運用責任者は、所属職員のうち岡山県警察車両運転管理規程(平成 2 年岡山県警察訓令第 6 号)第 11 条第 1 項の規定による指定を受けた運転要員の中から、警察車両ごとに、車両担当者及び車両副担当者(以下「車両担当者等」という。)を指定しなければならない。ただし、二輪の自動車及び原動機付自転車については、車両副担当者の指定は要しない。

2 車両担当者にあつては警察車両 1 台につき 1 名を、車両副担当者にあつては警察車両 1 台につき 5 名までの範囲で指定するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、合理的な範囲内において同一人を複数の警察車両の車両担当者等に指定することができる。

3 車両担当者等は、指定された警察車両の性能及び特性を把握し、常に点検及び整備に努め、警察車両の保全について直接責任を負うものとする。

第 3 章 警察車両の管理

(車両管理情報)

第 11 条 管理担当者は、新たに警察車両が配置された場合は、別に定める車両の管理に関するシステム(以下「システム」という。)により車両の情報を管理しなければならない。

(車両の異動)

第 12 条 運用責任者は、管理する警察車両に異動が生じた場合は、速やかに関係する取扱責任者に必要な整理を行わせるものとする。

(格納)

第 13 条 警察車両は、所定の車庫に格納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、庁舎敷地内に適当な保管場所がない場合又は勤務の性質上特に必要がある場合は、警察車両の保管に適当な場所を管理する関係機関又は団体と協議の上、庁舎敷地以外の保管場所を指定することができる。この場合において、盗難の防止等警察車両の保全に必要な措置を執らなければならない。

(鍵の保管)

第 14 条 警察車両の鍵は、取扱責任者が保管するものとする。ただし、取扱責任者が不在の場合については、取扱補助者が保管するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交番又は駐在所において運用する小型警ら車の鍵その他の取扱責任者が保管することが適当でない警察車両の鍵は、運用責任者の指定する者が保管するものとする。

(巡回指導)

第 15 条 管理担当者は、毎年 1 回、署を巡回して、警察車両の管理及び運用状況について、必要な指導教養を行うものとする。

2 前項の指導教養は、おおむね次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 車両担当者等の指定状況

- (2) 警察車両の維持管理及び運用状況
- (3) 警察車両の管理、使用方法等についての指導教養及び監督状況
- (4) 警察車両の付属品等の保管状況及び整備状況

第4章 警察車両の使用

(使用の原則)

第16条 警察車両の使用については、濫用をさけ、常に機能の確保及び燃料の節約を図り、有事の際に支障のないように努めなければならない。

(警察車両の使用)

第17条 警察車両を使用する者は、取扱責任者又は取扱補助者に使用目的、行き先及び所要時間をあらかじめ明らかにして使用しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 警察車両の使用は、岡山県警察車両運転管理規程(平成2年岡山県警察訓令第6号)第12条に規定するところにより行うものとする。

3 警察車両を使用した者は、使用後の警察車両について、必要な点検、洗浄、清掃及び給油を行わなければならない。

(警察車両の借用)

第18条 運用責任者は、警察活動上必要がある場合は、他の所属から必要な警察車両を借用することができる。

2 運用責任者は、前項の規定により警察車両を借用しようとするとき(借用する期間が7日未満のときを除く。)は、警務部装備課(以下「装備課」という。)から借用する場合を除き、システムに必要事項を登録し、警察車両借用申請書(様式第1号)により借用先の運用責任者の同意を得なければならない。この場合において、借用することができる期限は、借用を開始しようとする日の属する年度内とする。

3 借用期間中の警察車両の管理については、第6条から第10条まで、第13条、第14条、第16条、第17条、第19条、第23条、第26条及び第29条から第31条までの規定を準用する。

(運転日誌)

第19条 警察車両を使用した場合は、運転日誌(様式第2号)に必要事項を記録しなければならない。

(点呼及び酒気帯び確認記録簿)

第20条 安全運転管理者が、第9条の10第5号の規定による点呼及び同条第6号の規定による酒気帯びの有無に係る確認を行った場合は、点呼及び酒気帯び確認記録簿(様式第3号)にその結果を記録しなければならない。

第5章 警察車両の点検及び整備

(整備責任者等)

第 21 条 警察車両の点検及び整備に関する事務を処理するため、車両を保有する各所属に整備責任者を置く。

2 整備責任者は、車両の点検及び整備に関する技能を有する者の中から、管理担当者が選任するものとする。

3 整備責任者は、統括運用責任者又は運用責任者の指揮を受け、警察車両の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する職務を行うものとする。

4 車両法第 50 条第 1 項の規定により整備管理者を選任したときは、当該整備管理者が整備責任者を兼ねるものとする。この場合において、本部内所属における整備管理者は、装備課車両・舟艇係員をもって充てる。

(警察車両の整備)

第 22 条 警察車両の整備は、次の各号に掲げる区分により行う。

(1) 日常点検整備

(2) 定期点検整備

(3) 検査整備

(4) 臨時整備

2 管理担当者又は署の運用責任者は、所属において警察車両の整備が困難な場合においては、民間の業者にその整備を委託することとする。

(日常点検整備)

第 23 条 車両担当者等は、指定された警察車両の運行開始前において、別表の車両点検項目に基づき、目視等の方法により日常点検整備を行い、異常の有無を確認するものとする。

2 車両担当者等は、毎月 1 回以上、別表の車両点検項目に基づき、指定された警察車両について、それぞれの警察車両を担当する整備責任者とともに点検及び整備を実施し、その結果を車両点検実施表(様式第 4 号)に記載して取扱責任者を経て運用責任者に報告するものとする。

(定期点検整備)

第 24 条 運用責任者は、所属に配置された警察車両(原動機付自転車を除く。)について、整備予定日に指定された民間の業者に搬送して車両法第 48 条第 1 項の規定による定期点検整備を行うものとする。この場合において、同法第 49 条第 1 項の点検整備記録簿及び当該点検整備記録簿の記載事項をシステムに登録するものとする。

(検査整備)

第 25 条 運用責任者は、所属に配置された警察車両(道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)第 2 条に定める二輪の軽自動車及び原動機付自転車を除く。)について、車両法第 62 条に規定する継続検査を受けるために、自動車検査証の有効期間が満了する前に整備予定日に指定された民間の業者に搬送して検査整備を行うものとする。この場合において、返付された自動車検査証及び点検整備記録簿並びに当該自動

車検査証及び点検整備記録簿の記録事項又は記載事項をシステムに登録するものとする。

(臨時整備)

第 26 条 車両担当者は、指定された警察車両について、修理、改造その他の理由により整備を行う必要がある場合は、臨時整備申請書(様式第 5 号)により、課にあっては運用責任者を経て管理担当者に、署にあっては整備責任者を経て運用責任者に対し、臨時整備の申請を行うものとする。ただし、署にあっては運用責任者が特に必要ないと認めた場合は、当該申請書の作成を省略することができる。

2 前項の申請を受けた管理担当者又は署の運用責任者は、内容を審査の上、必要があると認めた場合は、臨時整備を行うものとする。

(整備実施報告)

第 27 条 運用責任者は、警察車両の整備状況を四半期ごとにとりまとめた上で、システムに登録し、整備実施報告書(様式第 6 号)により各四半期の最終月の翌月 10 日までに管理責任者に報告しなければならない。

(車両用消耗品の交付等)

第 28 条 車両担当者は、指定された警察車両について、タイヤ、ワックス等の車両用消耗品が必要となった場合は、警察車両用消耗品交付申請書(様式第 7 号)により、課にあっては運用責任者を経て管理担当者に、署にあっては整備責任者を経て運用責任者に交付申請を行うものとする。ただし、署にあっては運用責任者が特に必要ないと認めた場合は、当該申請書の作成を省略することができる。

2 前項の申請を受けた管理担当者又は署の運用責任者は、その必要性の有無について審査の上、必要数量を交付するものとする。

第 6 章 燃料の補給等

(燃料の補給)

第 29 条 警察車両に対する燃料の補給は、管理担当者が別に定める補給要領により行うものとする。

(走行及び燃料消費量の報告)

第 30 条 運用責任者は、毎月の各警察車両の走行及び燃料消費量の実績をシステムに登録し、燃料消費実績報告書(様式第 8 号)により翌月 10 日までに管理責任者に報告しなければならない。

第 7 章 事故等の報告

(事故等の報告)

第 31 条 運用責任者は、所属の警察車両について損傷事案が発生した場合は、その状況を直ちに管理責任者に報告し、事後速やかに警察車両損傷報告書(様式第 9 号)を提出しなければならない。ただし、交通事故による損傷については、岡山県警察車両運転管理規程第 16 条第 1 項の職員交通事故発生通報表による報告に代えることができる。

- 2 運用責任者は、警察車両の自動車検査証、軽自動車届出済証若しくは標識交付証明書、自動車損害賠償責任保険証明書、自動車登録番号標、車両番号標若しくは標識又は緊急自動車指定書を紛失し、又は損傷した場合は、その状況を速やかに管理責任者に報告しなければならない。

第8章 レンタカーの使用

(レンタカーの使用要件)

第32条 レンタカーの使用要件は、警察車両の使用ではその目的の達成が困難と認める次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 殺人等の凶悪事件又は略取誘拐事件の捜査を行う場合
- (2) 重要又は特異な窃盗、知能犯事件又は暴力団事件の捜査を行う場合
- (3) 暴力団の指定等に係る情報収集活動を行う場合
- (4) 大きな社会的反響が予想される重要又は特異な事件の捜査を行う場合
- (5) 遠隔地における捜査その他の事由により管理責任者が特に必要と認めた場合

(レンタカーの使用)

第33条 レンタカーを使用しようとする場合は、システムに登録し、レンタカー使用承認申請書(様式第10号)によりあらかじめ管理担当者の承認を得なければならない。

- 2 レンタカーの使用に関する細部事項は、管理担当者が別に定める。

(レンタカーの管理)

第34条 レンタカーの管理については、第6条から第9条まで、第13条、第14条、第16条、第17条、第19条、第23条及び第29条から第31条までの規定を準用する。

第9章 雑則

(借上車両の管理)

第35条 借上車両の管理については、第6条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第23条及び第29条から第31条までの規定を準用する。

(文書の保存)

第36条 文書の保存は、次のとおりとし、保存期間は、文書が完結した日の属する会計年度の翌会計年度から起算して、次の期間保存するものとする。

文書名	保存所属	保存期間
警察車両借用申請書	受理した所属	1年間
運転日誌	作成した所属	1年間
点呼及び酒気帯び確認記録簿	作成した所属	1年間
車両点検実施表	作成した所属	1年間
臨時整備申請書	受理した所属	1年間
整備実施報告書	装備課	1年間
警察車両用消耗品交付申請書	装備課、各署	1年間
燃料消費実績報告書	装備課	1年間
警察車両損傷報告書	装備課	1年間

レンタカー使用承認申請書	装備課	5 年間
--------------	-----	------

附 則

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 11 月 13 日警察訓令第 33 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 19 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 15 年 12 月 16 日警察訓令第 28 号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
(適用)
- 2 この訓令による改正後の岡山県警察車両管理規程及び岡山県警察現業職員の給与に関する規程の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 3 日警察訓令第 8 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 17 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号)

この訓令は、平成 21 年 3 月 10 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 21 年 4 月 1 日警察訓令第 15 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 16 日警察訓令第 6 号)

この訓令は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 15 日警察訓令第 10 号)
この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 14 日警察訓令第 30 号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 9 日警察訓令第 10 号)
この訓令は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 23 日警察訓令第 18 号)
この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 28 日警察訓令第 20 号)
この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 12 日警察訓令第 47 号)
この訓令は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 8 日警察訓令第 16 号)
この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 6 月 16 日警察訓令第 26 号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年 1 月 24 日警察訓令第 2 号)
この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 7 月 10 日警察訓令第 27 号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 7 年 2 月 19 日警察訓令第 6 号)
この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

車両点検項目

点検箇所	点検内容
1 室内部	(1) ブレーキ・ペダルの踏みしろ及びブレーキのきき具

	合 (2) 空気圧の上がり具合(大型車のみ) (3) ブレーキ・バルブの排気音(大型車のみ) (4) 駐車ブレーキ・レバーの引きしろ (5) クラッチ・ペダルの遊び及び踏みしろ (6) 座席シートの破損状態 (7) 室内の清掃状態
2 エンジン・ルーム	(1) エンジン・ルーム及びエンジンの清掃状態 (2) エンジンのかかり具合及び異音の有無 (3) エンジン・オイルの漏れ、量及び汚れ (4) 冷却水の漏れ、量及び汚れ (5) バッテリ・ターミナルの腐食及び液量 (6) ブレーキ及びクラッチ・リザーバ・タンクの油量 (7) 各ベルトの張り具合及び損傷
3 外装部	(1) 車体の損傷 (2) 塗装のはく離及び腐食の状態 (3) 車体の手入れ(洗車・ワックス) (4) エア・タンクの凝水(大型車のみ)
4 タイヤ	(1) 空気圧の状態及び溝の深さ (2) 摩耗、亀裂等損傷の状態
5 保安装置	(1) 灯火装置(点灯)、方向指示器(点滅)及び警音器 (2) ワイパーの作動状態、ウインド・ウォッシャの液量 (3) サイレン及び赤(青)色警光灯の作動状態 (4) シートベルトの状態
6 自動車検査証等	(1) 自動車検査証 (2) 軽自動車届出済証(軽二輪のみ) (3) 標識交付証明書(原付のみ) (4) 自動車損害賠償責任保険証明書 (5) 緊急自動車指定書(緊急自動車のみ) (6) 定期点検整備記録簿
7 工具等(四輪の自動車のみ)	(1) クリップ・レンチ (2) ジャッキ及びジャッキ・ハンドル (3) スペア・タイヤ(パンク応急修理キットを含む。)
8 その他	車両搭載装備品